

## 英吉利法律学校の卒業証書

本学草創期の学生たちは、どのような卒業証書を授与されていたのであろうか。一八八五（明治十八）年七月の英吉利法律学校設置願書をみると、各学年の修了ごとにいわゆる修業証書が与えられ、三学年すべての証書を得て最終試験に及第した学生に「全科卒業証書」が授与されることになっている。

しかし、この願書には卒業証書の雛型が掲載されておらず、最初の証書がどのような様式であったかは定かでない。

英吉利法律学校の卒業証書をうかがい知ることのできる史料は、八六年十二月改定の同校規則に掲載されている証書雛型が最初である。それによれば、証書は「何某本校ニ於テ法律学全科ヲ修メ其業ヲ卒フ仍テ卒業証書ヲ授与シ爰ニ之ヲ証ス爾後永ク本校々友タルノ特権ヲ享有スヘシ 年月日 英吉利法律学校<sup>㊦</sup>」という様式であったことがわかる。



英吉利法律学校の第一期特別認可生卒業証書

律学校（現明治大学）、専修学校、和仏法律学校（現法政大学）の六校が指定され、以後地方官および文部省の管理下に置かれることとなった。これらの学校では、教育課程全般に及んだ特別認可学校規則の規制に対応するため、学内諸制度の改編を余儀なくされた。たとえば、入試制度については、従来方式に加えて特別認可学校の入学試験が実施され、文官高等試験受験資格取得の可否もとづく二系統の在学生が生み出された。

また、卒業証書についても、特別認可学校の卒業生に対しては「卒業証書 族籍・姓名・生年月日 右者本校所定ノ学科ヲ修メ茲ニ其業ヲ卒ヘタリ依テ明治二十一年文部省令第三号特別認可学校規則第八条ニ従ヒ此証書ヲ授与ス 校長・教員連名 年月日・校印 番号」という様

同様の卒業証書は、慶応義塾や専修学校（現専修大学）などにもみられるところであり、この時期の私立学校に一般的な様式であったようである。しかし八八年七月に授与された花井卓蔵の卒業証書をみると、実際には学生の卒業を証明する教員の連名が証書に記載されており、むしろ官学の東京大学と同じ様式となっている。この時期には卒業証書に関する厳密な規則はなく雛型にもあまりこだわらなかったのかもしれない。

しかし、八八年五月に「特別認可学校規則」が公布されると、状況は大きく変化する。この規則は、一部の私立学校に文官高等試験の受験資格を与えて官吏養成の一翼を担わせようとした前年七月公布の「文官試験試験補及見習規則」をうけて、受験資格を認められた私立学校<sup>㊦</sup>特別認可学校を管理するための規則である。

特別認可学校には、英吉利法律学校、独逸学協会学校（現独協大学）、東京専門学校（現早稲田大学）、明治法

式の証書を授与するよう定められた。

つまり、特別認可学校に認定された私立学校では、二系統の卒業生に別々の卒業証書を授与し、その一方は文部省の定めた様式に準拠しなければならない、とされたのである。

英吉利法律学校でも、同規則公布からわずか二ヵ月後の八八年七月に学則を改正して文部省の認可を受け、在学生を「特別認可生」と「普通生」とに区分している。さらに、翌八九年九月に第一期特別認可生五五人が卒業した際には、従来の卒業証書様式を大幅に改正し、「特別認可生」には文部省様式に準拠した証書を、「普通生」には本文のみ従来通りとした同様式の証書を授与している。しかも、これらの卒業証書は、あたかも同校が手中におさめた（特権）を誇るかのように、従来とは全く異なる厳重な巻軸の形態をもつ証書であった。